

ID: 235

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町下水道条例 第17条		
例規番号	昭和63年条例第28号		
【基準】			
<p>第17条から第19条までの規定による。 (使用料) 第17条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から1使用月につき次の表に定めるところにより算定した額を徴収する。</p>			
	排水汚水量	金額	
基本使用料	10立方メートルまで	2,244円	
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき237円	
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき246円	
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき264円	
	200立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき285円	
(排出汚水量の算定)			
<p>第18条 排出汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、使用者の使用の態様を勘案して管理者が確定する。</p> <p>(3) 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、水道水については第1号の規定により、水道水以外の水については前号の規定によりそれぞれ算出した水量を合算した水量とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者は、使用者の申告により現に使用する水量が前項の規定により算定した排出汚水量と著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査してその使用者の排出汚水量を認定する。</p> <p>3 管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計測のための装置の設置等必要な措置を講じることができる。</p> <p>(中途における使用の開始等の場合の使用料)</p>			
<p>第19条 公共下水道の使用を使用月の途中で開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用水量が5立方メートル以下のとき 基本使用料の2分の1</p> <p>(2) 使用水量が5立方メートルを超えるとき 1使用月分として算定した金額</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日